

平成30年11月1日

会員及び関係者 各位

一般社団法人
北海道認知症グループホーム協会
会長 宮崎 直人（公印省略）

平成30年北海道胆振東部地震支援金のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営に多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、この度の北海道胆振東部地震における支援金募金活動におきまして、多大なるご協力いただきまことにありがとうございます。

さて、平成30年北海道胆振東部地震の被災事業所に対して、会員並び他団体の皆様等から寄せられた支援金を理事会において決定した基準により、北海道認知症グループホーム協会会員事業所に配布いたします。

具体的には、被害程度の指標を下記の通りとし、被災会員事業所より申請書及びり災証明書等をご提出いただき、支援金を合計数に基づき按分して送金額を決定し、被災事業所に直接お届けいたします。対象となる被災会員事業所におかれましては、下記の内容をご確認いただき、申請いただきますようお願いいたします。

記

1、支援金募金額

1, 369, 650 円

全国グループホーム団体連合会
宮城県認知症グループホーム協議会
他 有志一同

2、配分対象者及び配分額

北海道胆振東部地震（9月6日）の被災に限ります。1事業所につき1区分までとし、重複して申請することはできません。

住居等被害

被害区分	被害割合係数	要件
全壊・解体	60	敷地被害等による建物の解体
大規模損壊	5	修理費用が100万円以上
小規模損壊	3	修理費用が50万円以上100万円未満
避難	2	入居者がホーム以外の場所に3日以上避難した場合
断水	2	地震による断水があった場合（停電による断水を除く）

3、修理の対象範囲

日常生活に欠くことができない部分の修理とし、内装や外構のみの工事、家電製品の修理等は除きます（詳細は下記のとおり）。

【対象となる工事箇所・部分】

- ・屋根、柱、床、外壁、基礎等
- ・ドア、窓等の開口部（ガラス・鍵の交換も含む）
- ・上下水道、電気、ガス等の配管、配線、給排気設備（換気扇等）
- ・衛生設備（便器、浴槽等）、給湯設備（電気温水器等）

※上記の対象箇所・部分であっても、壊れていない場合の取り換えやリフォーム、グレードアップは対象となりません。

【対象外の工事箇所・部分】

- ・内装（間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、障子等、畳）
- ・外構（門、車庫、カーポート、塀、柵等）
- ・家電製品
- ・家屋の損害状況の調査費用

4、必要書類等

○全壊・解体・大小規模損壊

- ・申請書（ホームページよりダウンロードをお願いいたします。）
- ・罹災証明書（写し）
- ・修理工事の領収書又は見積書（写し）
- ・修理工事の内容がわかる書類（工事内訳書、工事明細書、見積書、工事前後の写真等）
- ・申請者名義の預金通帳の写し（振込先は被災事業所又は法人名義に限ります）

○避難・断水

- ・申請書（ホームページよりダウンロードをお願いいたします。）
- ・公的又は当該法人が証明する避難又は断水証明書
- ・申請者名義の預金通帳の写し（振込先は被災事業所又は法人名義に限ります）

※支援金の配分に関する事項について、事業所名及び金額を公開いたします。

※配分金額に端数が生じた場合は、1円単位を丸めることがございます。

※申請書等に事実と相違がある場合返納いただく場合がございます。

5、申請期間・申請方法

平成30年11月5日～11月16日（必着）にて、下記申請先まで郵送下さい。

6、申請及び問合せ先

一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目1番地 広井ビル3階

TEL:011-208-3320 ホームページアドレス：<http://www.h-gh.net/>

以上